

総務常任委員会

平成13年3月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎森河 昌之 ○ 浅井 正八 松田 正
山本 直子 松村 健一 西谷 剛周
萬里川議長

2. 理事者出席者

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 助 役 | 芳村 是 |
| 収 入 役 | 中野 秀樹 | 教 育 長 | 栗本 裕美 |
| 総 務 部 長 | 植村 哲男 | 総 務 課 長 | 西本 喜一 |
| 同 参 事 | 吉田 昌敬 | 同課長補佐 | 乾 善亮 |
| 企画財政課長 | 池田 善紀 | 企画文化課参事 | 野口 英治 |
| 同課長補佐 | 野崎 一也 | 同課長補佐 | 山崎 善之 |
| 同課長補佐 | 西谷 桂子 | 税 務 課 長 | 植嶋 滋継 |
| 同課長補佐 | 勝眞 基好 | 教委総務課長 | 森田 桂司 |
| 同課長補佐 | 西川 肇 | 生涯学習課長 | 田口 好夫 |
| 同課長補佐 | 加藤 保幸 | 監 査 書 記 | 藤原 伸宏 |

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会宣言（午前9時00分）
全委員出席されておりますのでただいまより、総務常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長 （あいさつ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、浅井委員、山本委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
まず、初めに本会議からの付託議案であります、
議案第1号、斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（質疑なし）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、議案第2号、斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

松村委員 プラスになるのは郵便局からの委員だけですか。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

松田委員 委員の氏名をここで聞かせていただくことはできませんか。

総務課長 7名決まっておりますので審査委員の候補者の氏名を朗読させていただきます。

太田信隆様、清水孝雄様、今井温子様、岡田義治様、吉川裕子様、次に公募による2名ですが、城崎淑子様、柳瀬正春様以上7名です。

公募は9名で、そのうち2名を抽選で決めさせていただいております。
これをもって質疑を終結いたします。

委員長 お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、平成12年斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長 (議案書朗読、予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

山本委員 26頁の民生費について、老人福祉費のところ、介護保険にかかわっての分だと思うのですが、なぜこういう形で出てくるのでしょうか。

企画財政課長 年度当初に介護保険が始まるということで、生活支援等新たな事業も含めまして、要綱を作成いたしまして、平成12年度実施しようとしてその人数を見込み、また4月以降すぐにその対象者を把握して、サービス実施できるということで予算計上をしておったわけですが、年度当初各施設の関係もあったのですが、すぐに対応できないという状況がありまして、その対応が遅れた結果により対象者に対するサービスが相当減ってきたわけです。今現在ではそのサービスについてもいろいろ担当課の方で周知徹底していただきまして、そのサービス

を行えるように努力しております。

町長 第二慈母園が四月開園ということで予算措置をしておりましたが、6月下旬に県から認可をいただきまして、7月からオープンし、なおかつ新しい施設ですからスタッフがそんなに慣れていないこともありまして、すぐに対応できなかったことが、大きな要因であったと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第5号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、報告第2号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長 (議案書朗読、予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

山本委員 広報に入れていただいたチラシを見せていただいていたのですが、1日3時間の講習を4日間受講するということを書いてあるのですが、これでどの程度までの技術修得が可能となるのか。

それと、講師についてはどういう方を予定されているのか。

それから、今いただいている専決処分が7月以降も入っての専決処

分となっているのか。

生涯学習課長 3月広報でチラシによって講習の募集をさせていただいた中で、12時間の講習内容でどこまで技術的に修得できるのかということでございますが、いわゆるパソコンの基本操作、文書の作成、インターネットの利用、電子メールの送受信ということで書かさせていただいております、基礎的な技能を修得していただくということを目的にしております。

講師については、13年度で講習をさせていただくということで、20台の機械を使ってやりますので、講師1名と補助者3人によりまして、講習していきたいと考えております。そういうところから、講師の費用的なものは13年度で予算化をさせていただいておりますので、今回専決事項につきまして、機械の購入の費用ということでご理解いただきたい。

町長 講師は、奈良パソコン教室から派遣をさせていただきます。それと補助員についてはボランティアということで、3月広報でもボランティアの募集をさせていただいております。

教育長 今年機械を20台購入いたします。この機械をずっと使っていきますので、この期間中については機械の使える限り使用していきます。講師については、13年度予算の中でIT講習の授業費としてお支払いいたします。

山本委員 結局7月に予定されているのも、こういう形での基礎講習会と考えたらいいですか。

教育長 そのとおりです。今回の講習をいたしました結果を見て、勘案しながら、同じ様な方法で募集していきたいと考えています。それを年間通じて50回を予定しておりますので、12月以降についてもやって

いく必要があると考えています。

山本委員 募集の内容について希望があるのですが、というのはもちろん初歩的な方を対象にということだと思いののですが、非常に募集状況も多いという中で、たとえば障害者枠を作ったり、あるいは女性枠を作ったりという形でのことは考えられないのか。というのは、こういう形で初心者向きに対象を絞ったときに、ここに募集されてこられる方というのは限られてくるような気がするので、その辺をどのあたりでカバーできるのかと感じてまして、そのことについて希望があるということ意見として言っておきます。

町 長 確かに最初の段階で募集したら、先着順で全部決まってしまったと、ただこれから4月以後どうしていくのかと、やっぱり応募されてあたらなかった人はどうするのか、あるいは再度応募するのか、そういうことも踏まえて、何回も応募するけどあたりませんとなったら、不満が出るだろうと。ですから、今おっしゃっていただいたことも踏まえて、この3ヶ月間検討して、6月広報に載せる段階ではっきりした位置づけをしたほうがいいのではないかとということで整理をさせていただきたい。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって報告第2号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

続きまして、継続審査に入ります前にここで休憩をとりまして、藤ノ木古墳の現地視察を行いたいと思います。

暫時休憩します。（午前9時40分）

委員長 再開いたします。（午前10時18分）

継続審査に入る前に、レジメに挙がってはいませんが、お手元に配布いたしております斑鳩中学校新3年生のゆとりある学級編成を求める陳情書について、議長とご相談の上、当委員会所管にかかる事項でもありますことから、本日委員会で調査を行ってまいりたいと思いますので、委員さんにはよろしく願いいたします。

はじめに陳情書を事務局長より朗読をさせます。

事務局長 今朝受付させていただきました。「斑鳩中学校新3年生のゆとりある学級編成を求める陳情書」を朗読させていただきます。

（ 陳情書朗読 ）

委員長 この陳情書について、理事者の考え方があればお聞きしたいと思います。

教育長 この学級編成につきましては、現法では1クラス40名という国の基準がございます。これに基づいて、過去の委員会、あるいは一般質問等でもお答えさせていただいておりますように、国の基準に沿って斑鳩中学校、南中学校、あるいは3小学校についても、同様の考え方で学級編成をしてまいりたいと考えております。

今この陳情書を見させていただいて、斑鳩中学校の場合、来年度に3年生になられる生徒については現在160名が就学人員ということで、1月15日現在ですけれども、そういう人数を掴んでおります。また、南中学校でも120名という人数を掴んでおりまして、斑鳩の中学校の現在の学級編成でまいりますと、斑鳩中学校は4クラス、南中学校は3クラス、40人学級ということになっております。

そうした中で、現在中教審の方で、調査教育の調査研究協力者会議に諮問されまして、いろいろ学級編成の緩和措置をどうするのかとい

うことも言われているわけでございます。現在法律の方はそこまで整備されておりません。状況を見ているところでございます。

委員長 委員さんよりご意見ございましたら、お受けいたします。

松村委員 今お聞きしますと、ぎりぎりの線ですね。後1名増えれば5くらいになるというところですね。そういうことで1名の違いですので何とかやってほしいと思います。

今後生徒増が十分見込めるという意見も、現実には増えるのではないかという気がします。

お母さん方が心配されて、署名が2,300という数字も、何とかかなえてあげたいという気持ちがあります。

それとお聞きしているのは、障害者の方も3名おられる。その障害者の方も普通のクラスに入ってやられることも結構あります。そういうことを考えると、現実には4クラスにしますと現実には障害者の方が入る授業も多い、それは41名になってその線を超えることが考えられます。お母さん方の気持ちを酌んで前向きにやってほしいという感じがいたします。

教育長 できるだけ少ない学級でということで、これまで要請をされておりますが、40人学級で割りましたときに、20人と21人というクラスになってくるわけです。国の方で現在40人という基準を設けておりますので、当然そういうふうになってくるわけです。そうしたときの授業の持ち方、それについても団体生活の中でどうなるかということもあるわけです。当面私の方としては40人学級を基準にして学級編成をしていきたいと考えております。

障害児についても普通学級に、授業によってですが、そうした場合には障害児担当の先生がついて対応しております。併せて町費講師として小学校には障害者の対応として1名臨時で入れさせていただいておりますし、障害児童の多い学校については増員させていただいてお

ります。当然中学校にも教科の関係で、担当の先生が不足する場合は、町費講師をもってその教科を充足していきたいということで、そういう対応をさせていただいております。

山本委員 法的なことでお尋ねしたいのですが、今現行の国の基準に基づいてということは理解しておりますが、仮に30人学級としたときには、何か法的な支障はあるのですか。

教育長 今現在そういう学級をするかどうかということだと思います。今の国の方の状況を聞いておりますと、40人クラスは国の として守っていくということでございます。それはなぜかと言いますと、教職員の配置をする基準を1学級40人という形で考えています。それは職員の給与の負担がございまして、国の方が教職員の負担1人40人という人数で給与を負担していくというのが、国の考え方です。

今考えられていますのは、都道府県で緩和してもよろしいですよということを今議論されております。そうした場合には、国は教職員の給与負担はしないと、増員分は都道府県、あるいは市町村で負担しなさいということをおっしゃっております。

そうした中で、どうするのかということで、いろいろ法整備をされるということになります。

山本委員 そうしますと、たとえば30人学級を斑鳩町で考えた場合、学校の先生の費用については、それぞれの行政にということで、別に30人にするという事は斑鳩町で可能なことなのですね。

教育長 今までは国県に対して、学級編成の場合、承認、認可をもらうわけです。今度は協議して県がオーケーということであれば、可能だと思います。

西谷委員 1月15日現在160名ということですが、何日現在までで超えた

場合とか、そういうリミットはあるのか。それと、仮に転入者があって、人数がオーバーしても一旦4月で編成になったら、それは変わらないのか。

教育長 児童の基準は5月1日が調査基準でございます。現在12年度末の人事異動をされているわけです。3月20日現在で正規の職員の配置をしていこうということでございます。3月末までに増えた場合には、講師を定数分だけ派遣すると、そして、5月1日以降について増えた分については、増員されます。ただし、学級数クラスを分割しなければいけないということがございます。しない場合には配置はしません。年度途中でクラスを分割しなければならなくなると、学年の途中で分割するという事は、学校運営上でどうなのか、いろいろ今日まで議論されておりますけれど、なかなか年度途中で分割することはしんどいようです。そうした中で当初出発した人数で最後まで行くというのが現状です。

西谷委員 そうしたら、こういう陳情があがっている中で、この斑鳩中学校区域の中で増加されるようなところはあるか。

教育長 現在はありません。最近の状況を見ますと、年度末に保護者の移動等で期待をする場合もあるのですが、なかなか思うように行かない。逆に減るとというのが最近の状況です。

松村委員 今のようなお話ですと、160人から少なくなってくるという可能性は非常に少ないと思う。逆に160人を超えていく可能性の方が強いと思う。それから実際障害者の方が入る授業は、40人を超えているわけですかから、だから区切り目のところで割り切りざるを得ないのですが、今のような状況で割り切った方が現実に即していると思う。

教育長 ここ数年見てみますと、増えて来るという状況はありません。むしろ

ろ減ってきているのが現状です。2年前にこういう状況でこれよりも2名ほど多かったわけです。そしてそれで6年度の学級編成をしましたところ、4月末に3人取り下げたということで、学級割れになったということでございます。この年については県の方のお断りを得て、この人数どおりさせていただきましたけれど。増えてきたというのは、記憶にはございません。

障害児については、先ほど申し上げましたように、障害児学級は別にクラス編成をいたしておりますので、障害児担当の先生が、普通学級に変える場合にはその生徒に付いて、普通学級と一緒に授業を受けるということでございますので、問題はないと考えております。

松田委員 難しい判断になるかと思うのですが、4月の入学、あるいは始業式にすっきりとした気持ちで、生徒も保護者も望める体制にしないといけないと思う。そのために理解をしてもらおうということが一番大事だと思う。ところがこのようにして陳情書が出てくるということになれば、3年生ということだけに次の高校へのステップということに、保護者あるいは生徒共に極めて神経を使っている学年だと思う。そういう意味から見て、このままの形で押し切って、すっきりした始業式や入学式になっていくのかなと、そういうことが心配されるのです。どうしても理解してもらおうとなってきましたと、町の教育委員会の姿勢がどうであるのかということや保護者がどう理解するかということになってくるだろうと思います。

この種の問題が出てくるということについては、現在の40人学級というのを見直しの必要があるというのが、国全体の方向ではないのでしょうか。そのために、今度も国会でこの取り扱いについて議論がされているようですけれども、特に自民党の関係でも、40人学級の基本は崩さないけれども、学科の内容によっては20人学級が適当というところまで配慮せざるを得ないところまで来ているわけです。野党では30人学級といっているようですけれども。そのところで全体的な国の政治の動向、あるいは一般的な関係についても、40人学

級そのものが見直すべき時期に来ているということが動向でないでしょうか。ですから国の動向としてあるいは一般的な社会の動向として、中学校の1学級40人を見直しを必要とするという、また何らかの形で見直しをしなければいけない。そうしなければ今政府が言うように教育改革の上から見ても重視されると言っているのが状況だと思う。ですからそういう動きと併せて、保護者の関係の皆さんも極めて注視をしている状況ではないかと思う。

そうすると、40人からどう動くか微妙な状態であるというけれども、こうした状況というのは町の教育委員会としてどう受け止めるかということだと思う。町の教育委員会が現在の40人学級が適当なものというより、むしろ見直すべき段階であるということで、強く一つの方向付けをされることを期待しているという町教育委員会全体の意向であるとするなら、その旨を関係機関に働きかけるという方法があると思う。たとえば県において。ところが今のところ町教育委員会そのものが現実を受け入れてそのまま行こうとしている姿勢が強いのではないかという気がして仕方がないのです。そのことによって、果たして保護者と生徒の関係について理解を求めることが出来るのかどうか。というところではないという形がここに出来てきたのではないかと思うのです。

ですから、今日の社会の動向というのが40人学級見直しの方向にあるということが言え、しかも町も教育委員会もそのことに望ましいという方向を持っているのなら、もう少し関係機関に働きかけるなど最善の努力を尽くしているかと言えば、今のところそうではないと思う。それと併せて町の教育委員会の態度というのはもう少し積極的姿勢を持って、先取りをしていってでもという気持ちを持って、県なり国に要望するということになるのかどうか。このところ問題が一つ残されている。

ようするにこの40人学級というのは、教師の確保の問題というより人件費にかかっている問題だと思う。人件費算出補助の関係ですね。ですからそういう面についてこういう状況の中にあるときに、町の教

育委員会としては、予算的な面が出てくるとするならば、そのことについて町は多少教育予算の関係について人件費が増加するとなったとしてみても、それを受け入れて先取りしていこうということになるのかどうかという問題だと思う。

教育委員会がどう積極的にしようとしているか。ということが1つ、2つ目には教育委員会が決意をしたら、町はその裏付けとしての財源措置を見ていこうと、見ざるを得ないと、そのことが教育改革ということについての実践的な活動を町が積極的に取り組んでいるんだという意思を示すということについて、もう少し議論をして決めてもらうということが好ましいのではないかと思うのです。

その辺どうなのでしょう。私は教育委員会は現状に甘んじてはいけないと思う。財政的な問題があるからですけど、そのの所を乗り越えることによって対応をすることが出来ないのかどうか。その辺どうでしょうか。

教育長

町の教育委員会の姿勢はどうかということですが、教育長会といたしましては県あるいは国の市町村教育長会で35人学級について、県なり国の方に要望はいたしております。ここ2年3年ほど同じ様な要望をさせていただいております。しかし、現実にはそうっていないのが現状でございます。

町の教育委員会といたしましても、この件については現在動向を見守って対応していきたいということがあるわけですが、そういったことについても、今回こういう陳情をいただきましたことを機会にもう一度教育委員会として今後の方針について委員会として検討してまいりたいと考えております。

それから20人学級につきましては、今回13年度から17年度までの第7次の教職員の定数改善がされるわけですが、そうした中で、職員を配置いたしまして、現在DTのような形でもらっているわけですが、それを拡大して教科によって、そういうものについては学級を2クラスの場合は3クラスにして20人程度で学習してもいいですよと

いう状況でございます。

この教員の定数についても現在奈良県で50人前後の動員しかないのではないかなど、そうした場合にどういう配置がされるのか明確に決まっておりません。

当然このことを実施しますと、予算的にも町負担ということが出てくるわけです。そうしたものも含めまして、教育委員会で十分意見を聞かせていただいて、また町の方にも指示してまいりたいと考えています。

松田委員 今13年度の予算編成段階にあるわけですが、現在予算に組み込まれている中学校の教育予算の関係について、学級編成などから見てどうなっているのでしょうか。

教育長 現在町費の講師9名分予算化しております。これは小学校で4名、中学校で5名配置していただいているように予算化させていただいています。

松田委員 そうすると学級を増やしたらどうなっていくのですか。県が見てくれる分と町が見ないといけない関係があると思う。今いわれている説明だけでは分かりにくい。今の中学校は4学級で見ているのか、5学級で見ているのか。その辺を13年度予算でどう見ているのかということ。そのことの分析なしでは出来るはずがないと思う。もしも学級編成などの面で配慮がなかったらとするなら、見通しとして説得力を欠く問題だというように思う。その辺のところを含めて一体どうなっているのか。本来的なら予算審査特別委員会で議論になって当たり前だと思うし、そういう説明もされていて当たり前だと思う。なかったとすればここでこのことを明らかにしながら、そして今後我々としても単に教育委員会に求めるということだけでなく、必要な予算をどう変わってくるのか、どう必要となってくるのか、どう町に負担してもらわないといけないのか。ということも判断していく必要があると思

う。

町 長

いずれにいたしましても、13年度の予算は4クラスで編成されていると確認いたしております。そうなりますと、今現在陳情書が出てますが、4月から学校が始まるわけです。その辺のところ、教育委員会として、皆さんがご指摘のように5クラスにするとなれば、どういう費用がかかるのかということも議論して、するんだったらすぐにしていかないと、必ず4クラスでいくと言っても、必ずこの方々は反対されるのです。そういう中でいくら費用がいるのかその辺のことについて教育委員会で精査していただいて、限られた財源の中ですけれども我々としては、教育の面では議会の方々にも理解を示していただいてかなり予算をつぎ込んでいるわけです。だから斑鳩町の場合、教育はいい教育だと、やはりゆとりを持った教育をしていくことが大事であろうと思います。その点については4月から始まりますから、これについては教育委員会としてどうあるべきか検討して、13年度の予算は23日に決まるわけですから、今後4月から執行していく中で当然人件費の関係で、県に要求していくことが大事であるし、県に対しても町村会も市長会も教育委員会としては要望されているわけですから、そういうことも踏まえた中で、努力をすることが大事であると思う。町としては、そういう教育に対するものには惜しまないつもりです。

松田委員

今日まで斑鳩町は教育予算については、積極的に対応してきたわけです。であるからこそ、町長にしろ教育長にしろ学校教育については教育表彰を受けておいでになるということもあるわけです。ですからこのところで、教育委員会でも検討し、早期に決を出す必要があると思うのです。もう日がないと思うのです。ですから、早急に教育委員会で善後策を講じて、必要ならば行政の町長に予算措置をお願いするとして、早急にこの問題についてはすっきりした気持ちで学校教育が受けられるように、また学校教育がさせることが出来るように、保

護者の協力が得られるようにしてほしいと、強くこのことを申し上げておきたい。そしてこの陳情書の趣旨を十分生かしていただきたい。

委員長 この陳情書については、当委員会として皆さんの意見を反映し、町長はじめ教育委員会の配慮をよろしくお願いし、この陳情書のとりまとめにしておきたいと思えます。

それでは、継続審査案件であります藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習 見ていただきましたように調査は先週でほぼ終わったところであります。この調査で特に重要な出土物等はなかったものの、閉塞石の組み上げ状況ですが、ピラミッドのような形で約40センチの高さで頑丈に組み込まれていたことが推定できております。なお、調査につきましては、閉塞石一つ一つに番号を付けて保存しておりまして、今後そのつけました番号等によりまして、元の状況に復元できるように対応しているところであります。

今回の調査終了に伴いまして、石室の公開を実施することといたしております。町民を対象に4月13日に、また一般を対象に4月14日と15日の2日間におきまして、朝9時から5時までの間、実際に石室を見ていただくこととしております。

公開の方法であります。覆い屋の西側から入っていただきまして、東側に抜け、北東の町道に出ていただくコースというふうに考えているところであります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで

終わります。

続いて、コミュニティバスの運行についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課参
事

コミュニティバスの運行経路及び停留所につきましては、前回の総務委員会でご説明申し上げ、ご了承いただいたところでございます。このことから住民に周知するために、本日資料2で添付しておりますコミュニティバスの運行経路及び各停留所の時刻表のパンフレットを作成いたしました。その中で今までの巡回しておりました分をAコース、それと逆方向で運行いたしますコースをBコースとして時間表を分けております。その中でコミュニティバスの一番経路図の下の方に書いております東老人憩いの家といかるがホールにつきましては開館しているときは、その施設の中まで入るということで、配慮したところでございます。

それと、住民に周知することから、委員長及び副委員長にご相談申し上げ、この3月15日に自治会を通じまして各戸配布いたしましたところであります。また前回の総務委員会でご指摘いただきました斑鳩町コミュニティバスの運行にかかわります平成13年度予算につきましては、委託料が1,050万円、これにつきましては消費税込みであります。委託先につきましては、NCバス株式会社となっております。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日をもって審査、調査を終了いたします。

次に、各課の報告事項として、(1)第3次総合計画・前期実施計画についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

財政課長 (資料3により説明)

委員長 報告が終わりましたので質疑をお受けいたします。

山本委員 主管課が解らないところがいくつかあるのですが。

財政課長 各事業につきまして課別に整理したものを各議員さんに配布させていただくということによろしいでしょうか。最終日までには。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に(2)平成11年度決算貸借対照表(バランスシート)についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

財政課長 (資料4により説明)

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に(3)第2次行政改革大綱実施状況総括についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

財政課長 (資料5により説明)

委員長 報告が終了しましたので質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に（４）地方税法の改正についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

税務課長 （資料６により説明）

委員長 報告が終了しましたので質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

以上、各課所管に関する件については、それぞれ報告を受けたというところで終了します。

続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

西谷委員 総務部長にお伺いしたいのですが、政治倫理条例の中で、法的には違反していないということで、総務部長が答弁しておられたのですが、その中で一点だけ聞きたいのは、憲法２１条の政治結社の自由について今の政治倫理条例の中で言われている物品販売の中に入らないのかどうかという見解をお聞きしたい。

それと、政治倫理条例では５００分の１ということになっておりますが、今回出ている斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例の中では、直接請求が５０分の１となっている。その辺の整合性についてお聞きします。

総務部長 物品の販売の関係につきましては、通常の中で販売といいますか、議員の立場をもって強要するのではなく、ただたまたまその人が議員であったということであれば、特段憲法２１条には抵触しないという考え方に立っております。

５００分の１の関係につきましては、外部監査契約に基づく監査に

関する条例についてはの50分の1と書かれていますが、これにつきましては町の考えでしたものでありまして、何も問題がないと思っています。

西谷委員　私が聞いているのは、物品販売の中で、片方で行われている政党や結社の自由ということの中では、政党新聞とかそういうものを職員がとっているということについて、それは今回の政治倫理条例の中では該当してこれらをやることによって、政治倫理条例に引っかかるのか、引っかからないのか。そういう考えについては法的に問題がないのかということをお聞きしたい。

総務部長　今おっしゃった分につきましては、特段法的には抵触しないと思います。ただ議員の地位を利用して無理強いによって販売されるということになれば、違反するであろうかと思えます。

西谷委員　公嘱についての議員による測量登記についてはこの政治倫理条例が出来ることによって、辞退をするということになるのか、それとも今回の政治倫理条例は関係ないということになるのか。

総務部長　これにつきましては審査委員会を設置する中で、申し出があればその中で審議される中で一定の見解を出してもらえるものと思っています。

西谷委員　政治倫理条例は法の不備を補完するために作っていくわけでありまして、そこから言いますと町当局としては少なくとも一定の見解があつてしかるべきではないのかと思えます。

総務部長　その点の判断が微妙なところだと思います。そういった関係でございますので、我々といたしましてはそういった関係で申し出があれば、その審査会におかけいたしまして一定の見解を出していただきたいと

考えております。

西谷委員　そうしたら、発注者側の町としてそういうことについては全く仕事を発注するとき、政治倫理条例が出来ても一切そういう縛りをかけないということで仕事を進めるということですか。

総務部長　我々があくまでも委託しているのは公嘱協会ということでございます。

松村委員　竜田公園に大きな木がありますね。樫か楠か竜田大橋の下手の方に、それと、竜田大橋の上手に大きな柳がありましたが、その柳が枯れて切られております。斑鳩町には何本かの大きな巨木、古木があると思います。その辺整理したものはありますか。もしなければそう手間のかかることではないので、整理して町民にも知らせたらどうかと思いますが。

総務部長　竜田川上手の柳の木については枯れたということで、恐らく危険があるということで公園管理の中で切られたと推測します。

そういった中で、斑鳩町に大きな木はないのかということでございますが、斑鳩町内の巨木についての県の調査があったと記憶しております。調査の対象になった大きな木はなかったと思っております。ただ、龍田神社境内のソテツが大きなものであると思います。

松村委員　町内に一つの基準を作って、そういうものがあるということで、町民に認識してもらったらと思う。

委員長　その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

助 役

(あいさつ)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時50分)